

少額契約におけるオープンカウンター方式の実施について

概要

独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という）では、契約における公平性・透明性を確保するため、以下の少額契約について、相手方を指定しての見積書の徴取に加え、相手方を指定せずカウンター上に仕様書を公示して参加希望者から広く見積書を募る方式（オープンカウンター方式）を導入しています。

契約の内容	契約金額
工事又は製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
物件の借入	80万円以下
上記以外	100万円以下

実施要領

機構が実施するオープンカウンター方式による見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という）は、以下の内容について熟知し、遵守してください。

1. 仕様書の公開場所

機構本部 YOTSUYA TOWER 10階受付脇の書類棚（東京都新宿区四谷 1-6-1）

※希望者には電子メールにより仕様書を交付します。見積依頼書の問合せ先まで電子メールにてご依頼ください。

2. 参加資格

以下に該当する者は、参加できません。

- ① 機構、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けている者
- ② 契約を締結する能力を有しない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ⑤ 「10. 見積合わせの参加制限」に該当する者

3. 見積書の作成方法

- (1) 見積参加者は、本実施要領、仕様書等を熟読し、記載内容を承諾したうえで見積もってください。
なお、当該案件について、疑義等がある場合は、機構に説明を求めることができます。
但し、見積書の提出後は、不明等を理由とした異議を申し立てることはできません。
- (2) 見積書は、案件ごとに（見積依頼書単位で）作成して下さい。
- (3) 見積金額には、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等すべての諸経費に加え、消費税及び地方消費税を含めてください。

- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に訂正印を押印してください。但し、金額の訂正は認めません。
- (5) 宛先は「独立行政法人国際観光振興機構」としてください。
- (6) 見積参加者の名称（氏名）及び法人であるときは代表者名を記載し、社印若しくは代表者印又は本人の印を押印してください。
- (7) 見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。

4. 見積書の提出方法

- (1) 見積書は、封筒に入れ封印し、「件名」「見積参加者の名称（氏名）」を表記してください。
- (2) 提出場所及び提出期限は、見積依頼書に記載の通りです。
- (3) 持参又は郵便・宅配便貨物（いずれも配達記録が残るものに限る）により提出してください。
- (4) 郵便・宅配便貨物により提出する場合は、(1) で作成した封筒を送付用の封筒に入れ、送付用の封筒にも「件名」「見積参加者の名称（氏名）」を表記してください。
- (5) 提出期限を過ぎての提出は一切認めません。（郵便・宅配便貨物による提出において、遅延の原因が配達業者の責によるものも含まれます。）
- (6) 見積書の提出後は、開封の前後を問わず、辞退、引換え、変更、取消をすることはできません。
- (7) 電話、電報、伝送その他上記（3）以外の提出方法は認めません。

5. 見積合わせの実施

- (1) 見積合わせは、見積依頼書に記載の日時に実施します。
- (2) 見積合わせ実施に際し、見積参加者は立会できません。
- (3) 以下の場合は、機構が選定した者に対し、見積書の提出を依頼できることとします。
 - ・提出期限までに見積書を提出する者がいないとき
 - ・予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がないとき
 - ・ウェブサイト等での見積のほうが安価と判断されるとき

6. 契約相手方の決定方法

- (1) 機構が設定する予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とします。
- (2) 契約相手方となるべき同価の見積参加者が2者以上あるときは、当該見積合わせに関係のない機構職員にくじを引かせて契約相手方を決定します。
- (3) 見積合わせの結果は、契約相手方として決定した者にのみ通知します。

7. 公正な見積合わせの確保

- (1) 見積参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 見積参加者は、見積りにあたり、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思

についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約相手方の決定前において、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

8. 無効な見積書

以下のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効な見積書を提出した見積参加者を契約相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- ① 参加資格のない者が見積りをなしたとき
- ② 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- ③ 見積金額の記載を訂正したとき
- ④ 見積書の件名に誤り等があるとき、見積参加者の記名押印のないとき又は記名が判然としないとき等（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき）
- ⑤ 1者が同時に2通以上の見積書を提出したとき
- ⑥ 見積書及び封筒に指定の事項の記載がないとき又は記載に間違いがあるとき
- ⑦ その他機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

9. 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、機構から見積りに関して説明を求められた場合、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において説明をしなければなりません。

10. 見積合わせの参加制限

以下のいずれかに該当する者は、その事実があった日から2年間、見積合わせ（オープンカウンターを含む）に参加することができません。

- ① 契約の履行にあたり、故意に履行を粗雑にし又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ③ 契約相手方として決定された者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

11. その他

- (1) 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料等の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 契約相手方として決定した者が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止の措置を講じる場合があります。

以上

問い合わせ先：総務部 財務グループ

電話：03-5369-3341

電子メール：keiyaku@jnto.go.jp